

C2－2025－政治・国際・人文

専門（記述式）試験問題

注意事項

1. 問題は**9科目（14題、32ページ）**あり、この問題集の**裏表紙**にコース別構成の詳細が記載されていますので、解答開始前によく読んでおいてください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
(ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
(イ) 問題**1題に1枚（両面）**を使用してください。
(ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄の記入については、裏表紙で確認してください。
(エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	政治・国際・人文		

指示があるまで中を開いてはいけません。

.....

途中で退室する場合.....本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

政治学、行政学、憲法、国際関係A、国際関係B、国際法、公共政策A、公共政策BはコースAの問題です。

コースAを選択した場合は、これらの問題から、**任意の2題を選択して解答**してください。

政治学

政党の政治的立場を示す際には、「右」（保守的）、「中道」、「左」（革新的、進歩的）という左右の対立軸に並べる手法が、よくとられる。だが、「右」や「左」の内容は、時代や国によって大きく異なる。第二次世界大戦後の西ヨーロッパ諸国では、社会民主主義政党がマルクス主義を放棄して穏健化するとともに、保守政党も、大恐慌後に社会民主主義政権により実施されたケインズ政策と福祉政策を受け入れることで国民的合意が成立したことから、「イデオロギーの終焉」という議論が展開された。しかし、その後も主要政党間では、経済政策を争点とする左右対立が続いた。労働者階級を支持基盤とする左派政党（社会民主主義政党）が、雇用の維持を重視するのに対し、経営者・管理職層や中産階級を支持基盤とする右派政党（保守政党）は、インフレの抑制を重視したのである。

ところが、1960年代後半になると、反戦運動や環境保護運動、フェミニズム運動など、社会・文化領域において自由な生き方や新しい価値観を追求する「社会的自由主義」に基づく「新しい社会運動」が、若者を中心に広がる。政治学者のR.イングルハートは、この時期に若者世代では物質主義的価値観よりも脱物質主義的価値観を持つ人の割合が大きくなったとして、大きな文化変動が起こったと説明した。政治学者のH.キッチェルトは、1980年代には従来の経済政策をめぐる対立軸に加えて、社会文化的対立軸が顕在化することで、二つの次元によって構成される、新しい政党競争の対立軸が生まれてきたと論じた。その後、2000年前後から、政党対立の構図は更なる変化を示している。

以上述べてきたような西ヨーロッパ諸国と比べて、日本についてはどうであろうか。日本における保守と革新の間の政治対立は、西ヨーロッパ諸国と共通する点もあるものの、かなり異なる点もあると指摘されている。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 上記の記述を踏まえ、1980年代以降、西ヨーロッパ諸国における政党対立の構図がいかなるものになったのか、主要政党の政策位置とその支持層の変化に留意しつつ、説明しなさい。
- (2) 日本の保守と革新の政治対立の特徴について、①第二次世界大戦後、②1960年代後半以降、③1990年代以降の三つの時期に分けて説明しなさい。

行政学

少子高齢化や人口減少によって我が国の行政を取り巻く社会経済環境は変化し、行政ニーズも高度化・複雑化してきている。そのような状況の下では、今後、環境変化に対応した行政組織の改革が必要とされる場合もある。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 20 世紀に入って発展した古典的組織論と呼ばれる管理科学が体系化され、その後の行政学の発展にも実際の行政改革にも影響を与えた。古典的組織論が組織管理の原理としてどのような点を強調したのかについて説明せよ。

- (2) 我が国の行政機関における本府省の組織編制に共通した特徴について、古典的組織論の強調した組織管理の原理と整合的であるのかどうかという観点から論ぜよ。

憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

[事例]

憲法第 54 条第 2 項は、参議院の緊急集会の制度を設けている。令和 X 年の通常国会において、本予算が会計年度開始前に衆議院で可決されない見通しとなった。そこで、内閣総理大臣は衆議院の解散を決断し、衆議院は衆議院議員の任期満了前の 3 月 22 日に解散された。

これにより、令和 X 年度の会計年度の開始時に、国会の議決を経た本予算が存在しないことが事実となったため、内閣は、3 月 24 日に、憲法第 54 条第 2 項に基づき、参議院の緊急集会を求めるとともに、財政法第 30 条で定める暫定予算を作成し、提出することとした。

(1) 内閣は、衆議院議員総選挙後の特別会において予算の審議がなされるとしても、早期の予算成立が期し難いことから、念のため、4 月から 8 月までの 5 か月分の暫定予算を提出したいと考えている。

このことについて、参議院の緊急集会の制度の内容とその制度趣旨を説明した上で、内閣が参議院に緊急集会を求めることができるのは、国に緊急の必要があるときに限られていること（憲法第 54 条第 2 項）などを踏まえて、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(2) 参議院予算委員会は、緊急集会に提出された暫定予算を審議する中で、4 年前の会計年度において国が公益法人等に支出した補助金等（以下「本件補助金等」という。）の適正さについて疑義が生じたために、暫定予算の審議に際して本件補助金等の状況を調査して把握すべきであるとして、調査の開始を決定した（これを「本件調査」という）。これに対して、内閣は、暫定予算には本件補助金等に関連する内容が盛り込まれていないことから、本件調査に応ずる必要はないと反発している。

本件調査について、国政調査権の性質を説明した上で、国会法第 101 条が、緊急集会における議員の議案提出権を、内閣総理大臣から示された案件に限定していることの趣旨等を踏まえつつ、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(参考)

○ 憲法

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から 30 日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後 10 日以内に、

衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

○ **財政法**

第 30 条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

○ **国会法**

第 99 条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

第 101 条 参議院の緊急集会においては、議員は、第 99 条第 1 項の規定により示された案件に関連のあるもの限り、議案を発議することができる。

国際関係 A

現在の世界で戦火の絶えない地域の一つが中東であり、この地域が直面する諸課題は冷戦期に顕在化した。そこで、1948年から1991年までの間にこの地域で勃発した主要な五つの戦争（第一次～第四次中東戦争及び湾岸戦争）の背景・経過について、国際連合の対応や中東地域以外の主要国の政策・動向にも言及しながら、説明しなさい。

以下の英文は、主に主権国家から構成されている国際社会が形成されてきたことに関わる基本的な問題群を解説し、現代国際社会が直面している課題を解き明かすことをねらいとして書かれた文献の序論である。ここで挙げられている、主権国家としての独立に関わる原則の 20 世紀以降の歴史的変容を記述するとともに、この原則の変化が創出した国際的な課題や、流動化していると評価されている現代国際社会の問題について説明しなさい。

We live in a world of sovereign states. They are the fundamental building blocks of the international system. And yet this system is in a period of unprecedented flux.

《中 略》

For the past two and a half centuries, the belief in the inalienable right of peoples to decide their own future has been a driving force in international politics. The United States, the countries of Latin America, and many European states owe their existence to the power of this idea. However, the term “self-determination” only entered the vocabulary of international affairs in the early twentieth century, finding its greatest champion in US President Woodrow Wilson in the aftermath of the First World War. Now vilified for his abhorrent views on race and segregation in the United States, Wilson in his day stood at the forefront of efforts to give national communities their own states. Even today, the so-called “Wilsonian Vision” of national homelands remains the most powerful articulation of the rights of peoples to decide their own political and national destinies.

However, it was at the end of the Second World War that the world really saw the notion of self-determination come into its own as the European powers began withdrawing from their colonial empires in Africa and Asia. Explicitly outlined in the very first article of the Charter of the United Nations, the general acceptance of the right of self-determination led to a proliferation of new countries in the decades that followed. When the UN was founded, in 1945, it had just 51 members. Today membership stands at 193.

The principle of self-determination is deceptively alluring. While the idea of statehood remains an aspiration for many peoples around the world, history has shown that achieving independence from another national entity—usually known in the parlance of international law as the “parent state”—is fiendishly difficult. Few are willing to part with territory. Whether due to cultural or historical attachment to the land in question, the economic costs of losing a province, or just plain national pride, the parent states meet any attempt by a region or minority to secede with fierce opposition. Indeed, these states are often prepared to use force to prevent a territory from breaking away. A string of bitter and bloody secessionist wars in Africa, South Asia, the Caucasus, and the Balkans over the past fifty years are testament to just how far parent states are willing to go to preserve their territorial integrity in the face of a separatist threat.

《中 略》

Any territory vying for independence needs to prove that it deserves to be accepted as an independent and sovereign state. The usually invoked benchmarks for acceptance are the so-

called Montevideo criteria. Named after a treaty signed in 1933 in the city of Montevideo, Uruguay, and signed by countries in the Americas, the criteria require a prospective state to show that it has a defined territory, a permanent population, a truly independent government in effective control of its territory and population, and the ability to enter relations with other states. While these criteria are still invoked as the bar for international acceptance, in the decades that followed the treaty other factors started to gain prominence. For instance, a greater emphasis is now put on such issues as human rights norms and democratic values.

国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

A 国に居住している B 国国家元首の息子 X は、A 国及び B 国内で行った犯罪収益を A 国内の自邸内及び B 国大使館名義の A 国国内銀行口座に所持し、また、X 邸において A 国国内法上違法である賭博等の行為を行っている、との嫌疑をかけられている。A 国警察が犯罪捜査の一環として X 邸への家宅搜索を計画していることを知った X は、父を動かし、B 国は、外務大臣を通じて、在 A 国の B 国大使館を 2024 年 10 月 1 日をもって X 邸へと移転する旨を A 国に通告した。

しかし、A 国は、「派遣国は接受国の同意なしに一方的に接受国内における使節団の公館の所在地を決定することはできない。A 国は X 邸を B 国使節団の公館とは認めない。」と直ちに抗議を行い、同月 15 日に X 邸内の搜索を強行するとともに、B 国大使館名義の銀行口座を差し押さえた。また、A 国は、家宅搜索・銀行口座差押えと同日に、かねてよりなしていた国際司法裁判所 (ICJ) の強制管轄権を全面的に受諾する旨の A 国の宣言に対して、「外交関係ウィーン条約の解釈・適用に関する紛争を強制管轄権受諾対象から除外する。」旨の留保を追加した。

これに対して、B 国は、「A 国による家宅搜索・B 国大使館名義の銀行口座差押えは外交使節団の特権・免除を侵害する行為であり、こうした A 国の違法行為が是正され賠償が支払われるまで、B 国は A 国への石油輸出を約束している AB 二国間条約上の義務の履行を停止する。」として、A 国への石油輸出を停止した。また、2025 年 1 月には、A 国の行為の違法性を主張して ICJ に訴えを提起した。

なお、A、B 両国は、外交関係ウィーン条約及び ICJ 規程の当事国であるが、両国とも外交関係ウィーン条約の紛争の義務的解決に関する選択議定書の当事国ではない。B 国は、ICJ 規程第 36 条第 2 項に従って ICJ の強制管轄権を受け入れる旨の宣言を 2000 年に行っている。同宣言には留保は付されていない。

- (1) A 国による X 邸の搜索及び B 国大使館名義の銀行口座差押えの国際法上の当否について論じなさい。
- (2) B 国による ICJ 提訴に対し、A 国は強制管轄権受諾宣言への留保を根拠に管轄権を否定する抗弁を出した。これに対して B 国は、「ICJ は本件について管轄権を有する。A 国の留保については、外交関係に関する国際法違反を行った上で裁判を逃れようとする意図によるものであり認められない。」と反論している。ICJ は本件について管轄権を持つかについて論じなさい。
- (3) A 国は、B 国による石油輸出停止措置に対して、「仮に A 国の行為が外交関係に関する国際法違反に当たるとしても、B 国による石油輸出義務の履行停止は認められない。」と主張している。A 国のこの主張の国際法上の当否について論じなさい。

(参考)

○ 外交関係ウィーン条約

第1条

この条約の適用上、(中略)

(i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地(使節団の長の住居であるこれらのものを含む。)をいう。

第9条

1 接受国は、いつでも、理由を示さずに、派遣国に対し、使節団の長若しくは使節団の外交職員である者がペルソナ・ノン・グラータであること又は使節団のその他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができる。その通告を受けた場合には、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない。(以下略)

第22条

1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。

2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。

3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

第29条

外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。(以下略)

○ ICJ 規程

第36条

1 裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ。

2 この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。

- a 条約の解釈
- b 国際法上の問題
- c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
- d 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲

3 前記の宣言は、無条件で、多数の国若しくは一定の国との相互条件で、又は一定の期間を付して行うことができる。

(中略)

6 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争がある場合には、裁判所の裁判で決定する。

公共政策 A

以下の設問(1)、(2)、(3)は民営化・市場化が成立する条件や公共サービス提供の在り方について検討するものである。それぞれの設問について、関連する参考情報を参考にしながら答えなさい。

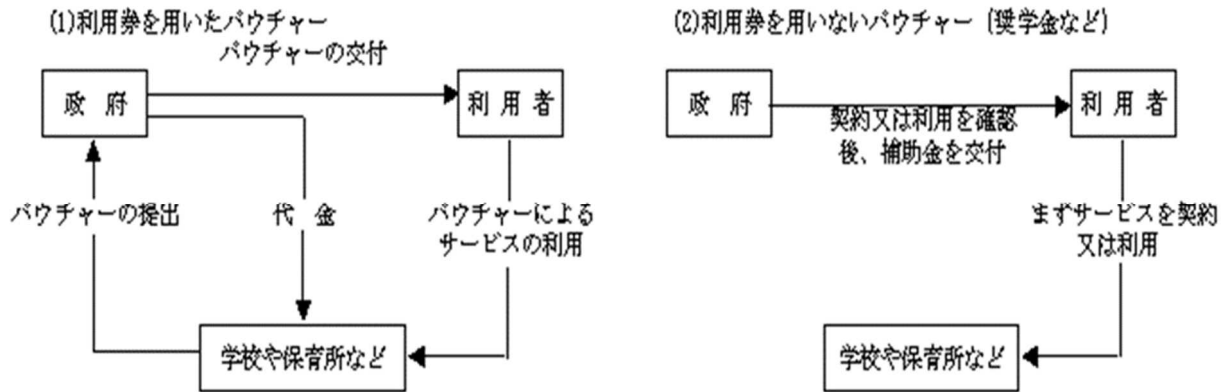
- (1) 以下の文章は、民主的で安定した社会の基盤となる共通の価値観を教えるという観点から、政府が教育機関の運営コストを直接負担するだけでなく、運営まで行おうとすることについて、経済学者の M.フリードマンがこれを批判して教育バウチャー制度の採用を論じたものである。M.フリードマンは、教育バウチャーによる消費者の主権や選択の自由の重要性を示し、階層化や機会の不均等の問題が生じている現状に対して、学校間の競争で学校の健全な多様化や制度運用の弾力化という効果が生まれると主張した。この設問では、参考情報 1 の(1)のように、政府（市区町村など基礎自治体）を通じてバウチャー（利用券）を交付する教育バウチャー制度を想定しており、その対象は義務教育に限るものとする。また、教育バウチャーの交付に必要な財源全てが確保され、行政手続上の問題は生じないことを前提としている。こうした前提の下でこの教育バウチャー制度を導入した際に生じ得る具体的な課題について、それが生じ得る理由とともに三つ示しなさい。

政府は最低限の学校教育を義務づけたうえで、子供一人当たりの年間教育費に相当する利用券、すなわち教育バウチャーを両親に支給する。この教育バウチャーは、公立私立を問わず政府が「認定」した教育機関で使用することを条件とし、子供をそうした認定校に入学させバウチャーを提出すれば、それに対して政府が券面額を払う仕組みである。(中略) 教育サービス自体を提供するのは、非営利団体でもよいが、営利目的の企業でもよかろう。そして政府の役割は、学校が最低基準を満たすよう監督することに限る。たとえば最小限共通して教えるべき内容が学習課程に組み込まれているかチェックする、といったことである。

- (2) 地方自治体による公共サービス提供の在り方として、参考情報 2 のような「基準」の適用による提供、参考情報 3 のような「先着順」による提供、参考情報 4 のような「抽選」による提供の三つの提供方法が考えられる。これらの方法により公共サービスを提供する意義についてそれぞれ説明しながら、三つの提供方法を比較検討しなさい。なお、説明する意義の内容は、提供方法ごとにそれぞれ異なるものとしなさい。
- (3) 行政機関が締結する売買、賃借、請負等の契約については、その相手方の選定プロセスにおける公平性・競争性・透明性を確保することが重要であり、我が国では、法令に基づき、一般競争入札の方法によることが原則とされている。しかし、民間の企業や団体に事業を委ねる場合でも、一般競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する随意契

約の方法をとることがある。なぜ随意契約の方法を採用することがあるのかについて、その理由を二つ挙げて説明しなさい。

参考情報 1. バウチャー制度



(出典) 内閣府ホームページ「バウチャー入門コーナー」

参考情報 2. 保育の利用基準表（指数表）の例

令和7年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

就労形態等	詳細等	指数
就 労	時間数(月間)150~	21
	時間数(月間)140~149	19
	時間数(月間)130~139	17
	時間数(月間)120~129	15
	時間数(月間)110~119	13
	時間数(月間)100~109	11
	時間数(月間)64~99	9
内 職		8
就 労 内 定	時間数(月間)120~	14
	時間数(月間)64~119	8
就 労 誓 約 書		5
出 産		25
傷 害 ・ 疾 病 (保護者/診断書等)		22
介 護 ・ 看 護	常時付添を要する	21
	週5日以上付添を要する	19
	週3日以上付添を要する	17
就 学		18
就 学 予 定		7
障 害 者 手 帳	1・2級	25
	3級	22
療 育 手 帳	①・A	25
	B・C	22
精 神 障 害	手帳所持者-45条該当 ※精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳	25
災 害 復 旧		40
DV 被 害		40

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。

◎調整指数

保護者等の状況	指数
ひとり親家庭	40
父母不存在	60
認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6
生活保護	3
65歳未満祖父又は祖母と同居(保育が必要な旨の証明なし)	-5
自営で協力者	-2

児童の状況等	指数
兄弟姉妹が同時に新規申請する場合	3
保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合	3
兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等にのみ転園申請する場合	7
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※	21
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を第一希望として新規申請する場合に加点)※	7
認可外、幼稚園、一時預かりを利用している場合	2
障害児	12
兄弟姉妹が障害児(介護・看護の場合に加点)	3
被虐待児	25

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

1	要支援・被虐待児
2	ひとり親家庭・DV被害・父母不存在
3	災害復旧
4	出産
5	保護者障害あり
6	傷害・疾病
7	兄弟姉妹が障害児
8	介護・看護
9	就労
10	就学

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

1	兄弟姉妹の在園あり
2	県外に単身赴任
3	保護者の勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記の順) ①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外 ④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内 ※就労先が2か所以上の場合、最も勤務時間が長い就労先で振り分けをします。
4	就労時間(保護者の合計時間)
5	残業時間(保護者の合計時間)
6	多児童
7	短時間勤務取得(予定)なし

(出典) 川越市ホームページ「令和7年度 川越市保育所入所基準指数表」

参考情報3. 図書館イベントの案内

日時 : 8月6日(火曜) 14時00分から14時50分

会場 : 中央図書館イベントルーム

内容 : 楽しいお話や笑い話だけを集めたおはなし会です。

絵本の読み聞かせや紙芝居、すばなしなどをお楽しみください。

対象 : 市内在住・在学の5歳～小学生 ※保護者参加可

定員 : 30人(先着順)

申込み: 申込み不要です。直接会場へお越しください。

持ち物: 水筒、チャレンジupさいたまパスポート・手帳(持っている人)

(出典) さいたま市ホームページ「【先着順】たのしいな♪ わらっぱなしのおはなし会」を基に
作成

参考情報 4. 施設予約システム（スポーツ施設）の抽選申込み

1 抽選申込みができる団体

登録区分が区民団体のみです。区外団体は、抽選申込みはできません。

2 抽選申込方法

パソコン・スマートフォン

各施設の抽選申込期間に、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて「施設予約システム」にアクセスし、利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、抽選申込みを行ってください。

利用者端末機

各施設の抽選申込期間に、各施設に設置された利用者端末機から利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、システム画面の指示に従って、抽選申込みを行ってください。

3 抽選申込みの期間・抽選申込可能コマ数

施設により異なります。詳しくは施設別ガイドをご覧ください。

屋外施設

屋外施設は、施設ごと、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）ごとに、5コマまで申込みができます。

屋内施設

屋内施設は、各グループ（「体育館」、「体育館プール」、「学校プール」）ごとに、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）を問わず、8コマまでの申込みができます。

選択日数制限

システムでは一度に選択できる日数は合計10日までとしています。これは抽選申込可能コマ数とは異なります。10日以上選択したい場合は、一度申し込んだ後、改めて日にちを選択してください。コマ数の上限までは申込みが行えます。

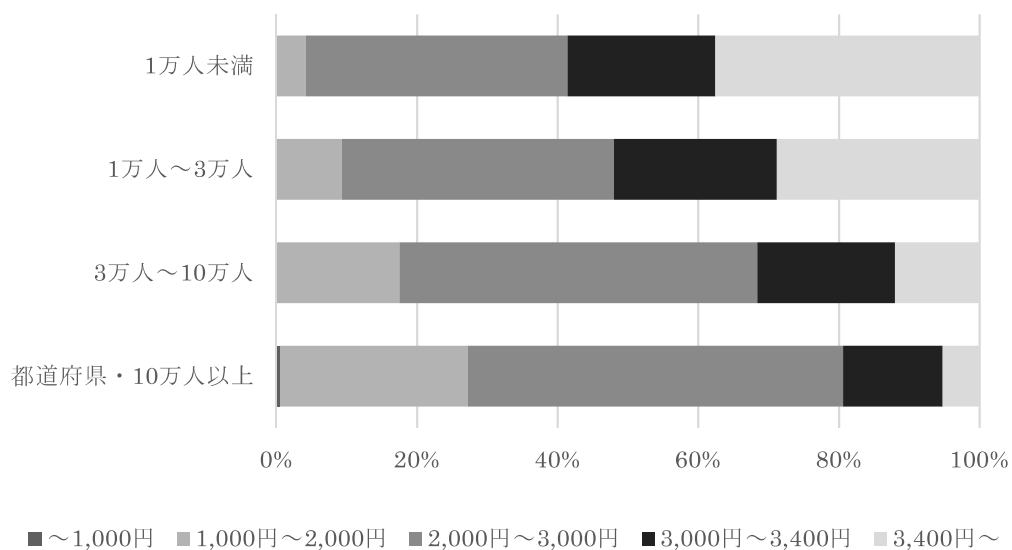
（出典）目黒区ホームページ「施設予約システム（スポーツ施設）抽選申し込み」を基に作成

公共政策 B

我が国の下水道事業は、雨水及び汚水を排除することを目的として開始された。雨水は降雨等により滞留した水や雪解け水などであり、汚水は家庭や工場などからの排水である。下水道事業に関して、以下の設問(1)～(6)に答えなさい。

- (1) 下水道事業に係る経費の負担については、「雨水公費・汚水私費」の原則によることとされている。この原則が用いられる理由について、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。
- (2) (1)の「雨水公費・汚水私費」の原則にかかわらず、建設・運用コストの高い一部の下水道の経費には公費が投入されている。その理由を二つ挙げ、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。
- (3) 我が国の公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、主に市町村が担っている。(1)の「汚水私費」の原則に従って、公共下水道の使用には使用料が必要であり、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となっている。下水道使用料は地域によって異なる。この理由について、参考情報 1、2 を踏まえて説明しなさい。
- (4) (3)の使用料の地域差を容認する主張と、地域差をより小さくするべきとする主張があり得る。それぞれの主張の根拠について説明しなさい。
- (5) 公共下水道事業をめぐる今後の事業環境は更に厳しくなると言われている。その理由について、参考情報 2、3、4 を踏まえて説明しなさい。
- (6) (5)の課題への対応として広域化・共同化が推進されている。広域化・共同化を進める上での課題としてどのようなものが考えられるか説明しなさい。
また、(5)の課題への対応として広域化・共同化以外にどのような施策が考えられるか答えなさい。

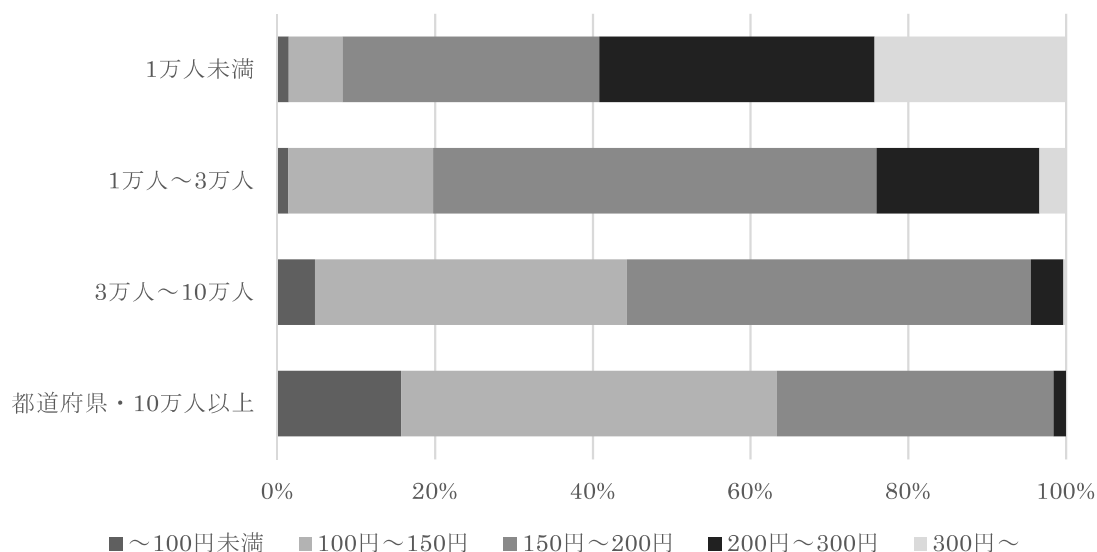
参考情報 1. 一般家庭用下水道使用料(公共下水道・20m³月当たり)に関する規模別の事業数の割合



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

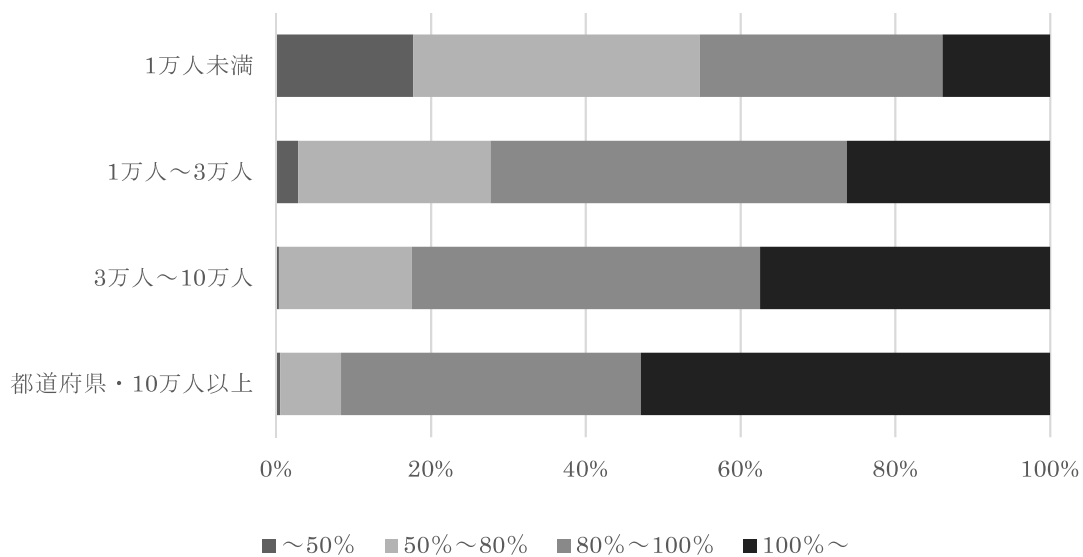
参考情報 2. 汚水処理原価(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合



(注) 汚水処理原価は有収水量 1m³ 当たりの汚水処理費を表す。汚水処理費は維持管理費と資本費の和である。有収水量は使用料徴収の対象となる有収水の水量である。規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1 万人未満が 338、1 万人以上 3 万人未満が 354、3 万人以上 10 万人未満が 291、10 万人以上及び都道府県が 191 である。

(出典) 総務省「令和 4 年度地方公営企業年鑑」

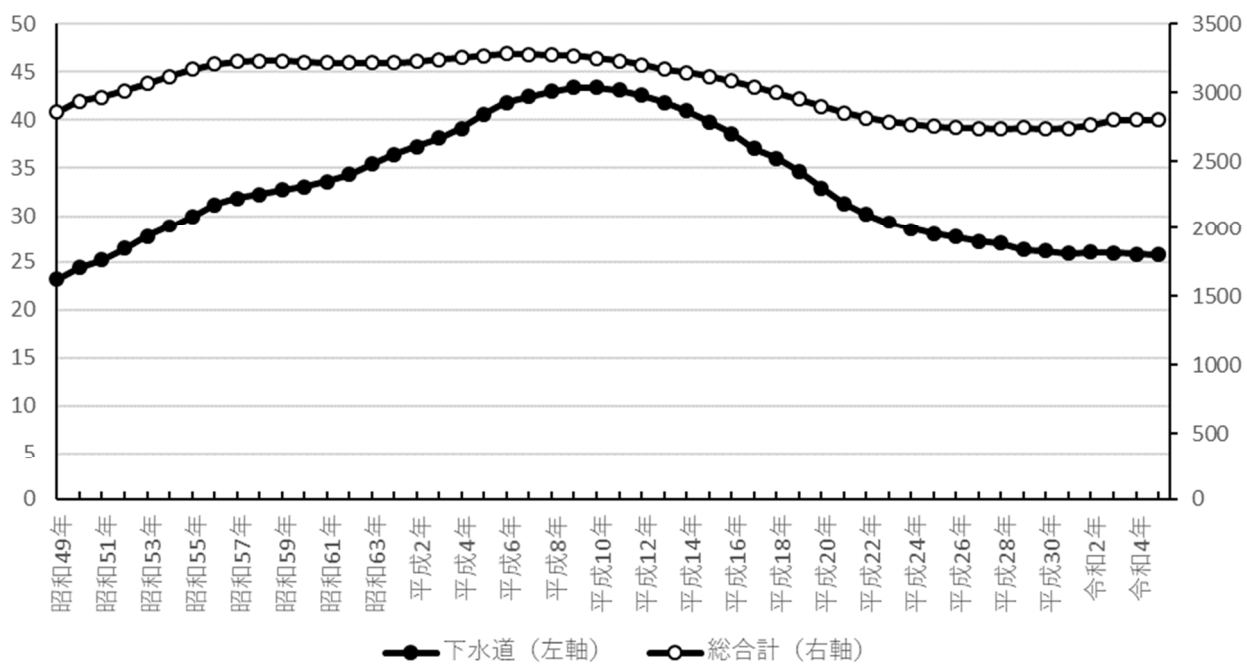
参考情報 3. 汚水処理費に対する使用料収入の割合(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

参考情報 4. 地方公共団体職員数の推移(千人)



(出典) 総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果」

思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術BはコースBの問題です。

コースBを選択した場合は、これらの問題から、**任意の2題を選択して解答**してください。

思想・哲学 A

「嘘も方便」という慣用句がある。その意味は、『デジタル大辞泉』によれば「嘘は罪悪ではあるが、よい結果を得る手段として時には必要であるということ」である。この慣用句に関する以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 「嘘をつくべきではない」ということは通常の道徳も正しいと認めるところであるが、なぜ正しいと言えるのか。二つの倫理学理論に基づいて説明しなさい。
- (2) (1)の解答を踏まえて、あなた自身は「嘘も方便」という慣用句についてどう考えるか論じなさい。

次の文章は、古代ギリシアの著名な哲学者が著し、現代も読み継がれている作品の一節である。これを読んで以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

哲学というものは、たしかに、ソクラテス、若い年ごろにほどよく触れておくだけなら、けっして悪いものではない。しかし必要以上にそれに打ち込んで時間をつぶすならば、人間をだめにしてしまうものだ。

ほかでもない、せっかくすぐれた素質にめぐまれていたとしても、その年ごろをすぎてもなお哲学をやっていると、ひとかどの立派な人物となって名をあげるためにぜひ心得ておかなければならぬことがらを、なにひとつ知らぬ人間になりはてること必定だからだ。すなわち、そういう人間は、国家社会におこなわれているいろいろの法規にも疎くなり、公私さまざまの取り決めにあたって人と交渉するときに用いなければならぬ口上も知らなければ、人間の持ついろいろの快樂や欲望にも無経験な者となる。つまり、一口で言えば、人さまざまの性向にまるで通じていない人間ができあがることになるわけだ。

だから、そんな人間が、公私いずれにせよ、何らかの行動に出るようなことがあれば、もの笑いのたねになるだけだろう。それはちょうど、逆に、国事にたずさわっている人々が、あなた方がふだんやっているような議論に加わるとすれば、やはりきっと笑いものになるだろうと察せられるが、それとまったく同じことだと言える。

(中略)

これに反して、自分が苦手とするような仕事に対しては、人はそれを避けて悪しざまにののしる。そして、もう一つの得意な仕事のほうを讃えるものだが、それもわが身かわいさのため、そうすることによって、自分で自分を賞讃しているつもりなのだ。

しかしながら、思うに、いちばん正しい態度は、そういった仕事を両方ともやってみることであろう。

哲学というものにしても、教養のための範囲内でこれを手がけるのは結構なことだし、年の若いときに哲学をするのはけっして恥ずかしいことではない。けれども、人間がすっかりいい年になっていながらまだ哲学をつづけているとなると、これは、ソクラテス、どうも滑稽こっけいなことになると言わざるをえない。

わたしの個人的な感じを言わせてもらえば、哲学をやっている人たちに対してわたしのいづく気持は、ちょうど、片言を言ったり子供っぽい遊戯をしたりしている人たちに対して抱く気持とひじょうによく似ている。つまり、そのような話し方がまだ似つかわしい小さな子供が片言でしゃべったり遊戯をしたりしているのを見ると、わたしはうれしくなり、いかにもかわいらしく、育ちのよさを感じ、その子の年ごろにふさわしいことだと思う。これに反して、まだ年端もいかぬちっぽけな子供がいやにはっきりした話し方をすると、これはなにか興ざめた感じで、耳ざわり

でもあるし、奴隷の身分にふさわしいものをそこに感じるのだ。他方また、大の男が片言でしゃべるのを聞いたり遊戯をしているのを目にしたるときは、まったく滑稽で、これでも一人前の男かと思ひ、いっそひっぱたいてやりたくもなる。

で、わたしが哲学をやっている人たちに対して抱く感じも、これとまったく同じなのだ。つまり、若い青少年が哲学にいそしんでいるのを見れば、わたしは感心して、こうでなければならぬと思ひ、そういう人間にはなにか自由市民らしい、育ちのよさを感じるが、これに反して、この年ごろに哲学をやらないような人間は、自由市民らしいおおらかなところがなく、将来においてもなにひとつ立派で気高い仕事をする見込みのない者だと思ふ。しかしながら、いい年をしてまだ哲学にうつつを抜かして、いっこうにそこから足をあらわぬような男を見ると、もうそんな男は、ソクラテス、ぶんなぐってやらなければと思ふのだ。

ほかでもない、さっきも言ったように、そういう人間は、どれほど生まれつきの素質がすぐれていても、もはや一個の男子たる値打ちがなくなっているからだ。一国の中央から逃れ、詩人（ホメロス）が男子の榮譽を輝かすべき場所としてあげている^{アゴラ}広場を避けて、社会の片隅にもぐりこみ、三、四人の若造を相手にぼそぼそとつぶやきながら余生をおくり、自由に大声で思うぞんぶん力づよい発言をすることもないとすればね。

- (1) この文章の内容を要約しなさい。
- (2) この文章で主題になっている哲学観について、現代社会の状況を踏まえつつ、あなた自身の観点から論じなさい。

歴史学 A

歴史学研究は、多くの場合、何らかの対象地域を設定した上で営まれている。このことについて、フランス史研究者の遅塚忠躬は以下のように述べている。

われわれは、人類の文化を、空間的限定なしに一括して取り扱うことはできない。個別研究の論文はもちろんのこと、総括的な概説書であっても、その対象は、大きくまたは小さく空間的（地理的）に限定されているのが通例である。つまり、それぞれの研究目的に応じて、さまざまな空間的な枠組みが設定されることになる。

19世紀に近代歴史学が成立したとき、それは、欧米や日本で顕著なように、近代の国民国家（Nation State, État-Nation）の成立ないし建設と連動していたので、歴史学の空間的枠組みは、まずもって、国民国家を単位とする「国民史」というかたちをとった。この点は、日本の近代歴史学が「国史」・東洋史・西洋史という三部編成で発足し、その編成が今日まで尾を引いていることに、よく表れている。

（中略）

国民国家＝国民史という枠組みは、それ自体が一種の共同幻想であることや、その幻想が偏狭なナショナリズムと結びつき易いことなど、さまざまな問題を抱えている。しかも、われわれの生活は、昔も今も、国境の枠に固縛されているわけではない。そこで、一国史の枠にとらわれない、国民国家とは別の枠組みが、さまざまに模索されている。

（中略）

もちろん、これらの新しい枠組みの設定は、国民国家の場合とはまた別種の問題をはらんでおり、慎重な検討を要するであろう。歴史学は、最終的には世界史（グローバル・ヒストリー）の構想を目指すにしても、その過程においては、民族集団（ethnicity）、国民国家、地域世界、文明圏、世界システム、等々の枠組みを、いわば作業仮説として、設定したり組み合わせたりしなければならないのである。

（遅塚忠躬『史学概論』、2010年）

このように、歴史学研究における地域設定は、問題意識に応じて一個人から地球規模まで狭くも広くも設定できるものであり、更には空間をまたぐ関係性の中に地域を見いだすこともできるであろう。

以上を踏まえ、これまでの歴史学研究において実際に採用されてきた様々な地域設定のうち、国民国家とは別の地域設定を任意に一つ選んだ上で、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) その地域はどのような問題意識に基づいて設定されたものか、また、それは歴史学研究においてどのような意義を有するか論じなさい。
- (2) その地域設定が抱える課題について論じなさい。

次の文章は、2020年にイギリスで起きた抗議デモに関する新聞記事からの抜粋である。

焦点：コルストン像引き倒し 「奴隷商人」英で議論

英南西部ブリストルで起きた黒人差別に対する抗議デモで、17世紀に地元で活動した奴隷商人エドワード・コルストンの像が引き倒されてから1年がたった。これを機に、ブリストル市は地元美術館で像の展示を始めた。私たちは歴史の何を残し、何を捨て去るべきなのか。像は重い問いを市民に投げかける。

(中略)

美術館の一角で4日から一般公開が始まった展示は、1年前の出来事を振り返るパネルから始まる。発端は2020年5月25日に米中西部ミネソタ州で起きた白人警官による黒人男性ジョージ・フロイドさん暴行死事件。英国でも人種差別に対する抗議デモが起き、同年6月7日、市の中心部にあったコルストン像は引き倒され、海に投げ捨てられた。その後、市は像を回収し、保管した。美術館に展示されたコルストン像は損傷が激しく、顔にはデモ参加者が落書きした赤いスプレーの跡が残る。

同市によると、コルストンは、子ども1万2000人を含む計8万4000人以上のアフリカ人を奴隷として米国に売却し、このうち1万9000人が米国へ向かう船上で死亡した。

一方、コルストンは7万1000ポンド（現在の価値で1600万ポンド＝約25億円）を地元へ寄付し、その資金を基に学校や病院が建てられ、地域の発展に貢献した。像は死去から約170年後の1895年、“市民の誇り”として一部市民による寄付で建てられた。

「コルストンが多額の寄付をしたという事実と、その富は奴隷貿易から生み出したという事実は同時に存在する。歴史はその複雑さの中から見ていかなければならない」。地元の西イングランド大准教授、ショーン・ソバース氏は言う。

(中略)

コルストン像の今後の扱いは、歴史をどう後世に伝えるかという難題を提起するだけに、市は具体策をまだ決めていない。期間を定めずに美術館で展示し、市民からの意見を集め、検討を進める方針だ。ソバース氏は「何事もなかったかのように隠すことが一番よくない。オープンで率直な議論が必要だ」と語る。

(毎日新聞 2021.06.11 東京朝刊)

これを踏まえ、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、(1)及び(2)を一つにまとめて解答してもよい。

- (1) 文中のコルストン像と類似の問題を喚起する、歴史上の事象（銅像など有形物に限らず、集合的記憶に関わるものなら何でもよい）を具体例として取り上げ、コルストン像と対比しつつその事象の概要を説明しなさい。
- (2) コルストン像、あるいは(1)で取り上げた事例に引き付けて、歴史の「複雑さ」と歴史を「どう後世に伝えるか」の間の問題について、あなたの考えを論じなさい。

文学・芸術の分野では、「美」の表現は重要なテーマの一つである。文学あるいは美術の作品を対象として、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 文学あるいは美術における「美」は、世界中で共通する普遍的なもの、国民的性格等を反映する地域的特性を有するもの、どちらの性質が強いのか。両者の立場を比較しながら、具体的な作品を二つ以上挙げて論述しなさい。
- (2) 文学者・美術家が「美」を追求するとき、その個人的な追求と社会的・道徳的な規範とはどのような関係にあるのかについて論述しなさい。なお、論述には、以下の三つの引用のうち二つ以上についての言及を含むこと。

[1] 高山樗牛『美的生活を論ず』

何の目的ありて是の世に産出せられたるかは吾人の知る所に非ず、然れども生れたる後の吾人の目的は言ふまでもなく幸福なるにあり。幸福とは何ぞや、吾人の信ずる所を以て見れば本能の満足即ち是のみ。本能とは何ぞや、人生本然の要求是也。人性本然の要求を満足せしむるもの、茲に是を美的生活と云ふ。

道徳と理性とは、人類を下等動物より区別する所の重なる特質也。然れども吾人に最大の幸福を与へ得るものは是の兩者に非ずして実は本能なることを知らざるべからず。蓋し人類は其の本然の性質に於て下等動物と多く異なるものに非ず。(中略) 誤て万物の靈長と称せられてより、人は漸やく其の動物の本性を暴露するを憚り、自ら求めて、もしくは知らず知らず其の本然の要求に反して虚偽の生活を営むに至る。而して吾人の見る所を以てすれば、人類をして茲に到らしめたるものは実に人類をして万物の靈長たらしめたる道徳と智識とに外ならず。知らず道徳と智識と畢竟何の用ぞ。

[2] 夏目漱石『草枕』

怖いものも只怖いものそのままの姿と見れば詩になる。凄^{すご}い事も、己れを離れて、只単独に凄^{すご}いのだと思えば画になる。(中略) われわれは^{わらじたび}草鞋旅行をする間、朝から晩まで苦しい、苦しいと不平を鳴らしつづけているが、人に向って曾遊^{そうゆう}*1を説く時分には、不平らしい様子は少しも見せぬ。面白かった事、愉快であった事は無論、昔の不平をさえ得意^{ちようちよう}に喋々して、したり顔である。これは敢て自ら欺^{あざむ}くの、人を偽^{あざむ}わると云う了見ではない。旅行をする間は常人の心持ちで、曾遊を語るときは既に詩人の態度にあるから、こんな矛盾が起る。して見ると四角な世界から常識と名のつく、一角を磨滅^{まめつ}して、三角のうちに住むのを芸術家と呼んでもよからう。

この故に天然^{ゆえ}にあれ、人事にあれ、衆俗^{へきえき}の辟易^{がた}して近づき難しとなす所に於て、芸術家は無数の^{りんろう}琳琅*2を見、無上の宝璐^{ほうろ}*3を知る。俗にこれを名^{なづ}けて美化と云う。その実は美化でも何でも無い。

燦爛たる彩光は、炳乎として*4 昔から現象世界に実在している。只一翳眼に在って空花乱墜する*5
が故に、俗累の羈絆牢として*6 絶ち難きが故に、栄辱得喪*7 のわれに逼る事、念々切なるが故に、
ターナー*8 が汽車を写すまでは汽車の美を解せず、応挙が幽霊を描くまでは幽霊の美を知らずに打
ち過ぎるのである。

- * 1 かつてここに遊んだこと。
- * 2 美しい珠玉の名。詩文の美しさをたとえることもある。
- * 3 美しい玉。
- * 4 光りかがやいて美しいさま。
- * 5 煩悩にとらわれて、悟りがひらけぬことをいう。翳は月のくもりで、煩悩の比喩、空花は実
在しない花で、妄想にたとえる。出典は『伝燈録』十。
- * 6 俗世間のわずらわしいきずなが強くて。
- * 7 名誉を受けたり恥辱を受けたり、成功したり失敗したりという世俗の関心事。
- * 8 イギリスの風景画家。

[3] 谷崎潤一郎『刺青』

それはまだ人々が『愚』と云う貴い徳を持って居て、世の中が今のように激しく軋み合わない
時分であった。殿様や若旦那の長閑な顔が曇らぬように、御殿女中や華魁の笑いの種が尽きぬよう
にと、饒舌を売るお茶坊主だの幫間*1 だのと云う職業が、立派に存在して行けた程、世間がのん
びりして居た時分であった。女定九郎*2、女自雷也*3、女鳴神*4、———当時の芝居でも草双紙
でも、すべて美しい者は強者であり、醜い者は弱者であった。誰も彼も挙って美しからんと努めた
揚句は、天稟の体へ絵の具を注ぎ込む迄になった。芳烈な、或は絢爛な、線と色とがその頃の
人々の肌^{はだ}に躍った。

馬道*5を通うお客は、見事な刺青のある駕籠昇を選んで乗った。吉原、辰巳の女も美しい刺青の
男に惚れた。博徒、鳶の者はもとより、町人から稀には侍なども入墨をした。時々両国で催される
刺青会では参会者おのおの肌を叩いて、互に奇抜な意匠を誇り合い、評しあった。

- * 1 遊客の機嫌を取り、酒興を助けることを業とする男。たいこもち。
- * 2 河竹黙阿弥作、慶応元年（1865）初演の歌舞伎『忠臣蔵後日建前』の通称。
- * 3 中国にあった神出鬼没の怪盗「我来也」の物語に取材し、文政3年（1820）に出版された
東里山人作の草双紙『聞道女自来也』のこと。
- * 4 歌舞伎『鳴神』の鳴神上人を尼に書き換えた作品。
- * 5 浅草寺の東側沿いを北に向かう道で、吉原へ通う遊客が頻繁に利用した。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 近代ヨーロッパにおける日本美術の影響について、概説的に論述しなさい。その際、影響（あるいは因果）関係の具体例（作品名・作者名など）を二つ以上挙げること。
- (2) 日本の歴史上、他国から甚大な影響を受けた文学・芸術の例を二つ挙げて、その具体的内容について時代背景を含めて論述しなさい。なお、論述には、以下の三点の引用のうち二点以上についての言及を含むこと。

[1] 磯田光一『鹿鳴館の系譜』

つぎつぎに日本に訪れてきた外来文化とその影響を、軽薄と呼ぶのは容易であるが、小林秀雄に倣って近代日本の文化を“翻訳文化”としてとらえ、われわれの喜怒哀楽さえそのなかにしかなかったことに想いをいたすとき、翻訳文化も抜きさしならぬ歴史を形成してきたことに、われわれは気づくであろう。古代文化の形成さえ、翻訳文化にもとづくものであった。鹿鳴館の帰趨によって象徴されるもの、すなわち外来文化を異質のものとして認めながらも、内省を通じてそれを同化し、新たなかたちをあたえてゆくような能力を、日本文化の創造的な伝統の一部と考えても、それほど誇大な評言にはならないであろう。われわれの歴史の一部は、そのようにして形成されてきたからである。

[2] 岡倉天心『日本美術史』

奈良朝は漢魏六朝の影響を受けて成り、平安は唐朝の文化を取りて、これを^{こんか}渾化して延喜時代をなし、東山は宋元の文化を渾化して日本的となし、豊臣時代の朝鮮におけるもまたしかり。ほとんどその根元を消化し去りて、痕跡を止めず。あるいはこれをもって、わが邦人の模倣力に富めるのいたすところとなすは誤れり。およそ有機体は無機体を消化して、わが体中の有となして生存し、他物のために化せらるるものにあらず。動植物はその消化したるものを滋養となして成長するものにして、国家の開明もまた種々のものを吸収してこれを消化するの力あるによる。その種々のものを取るの力あるものは、あるいはその間に悪分子をも吸収することあり。美術上においても、この悪弊を将来せし例すこぶる多し。その一二を挙げれば、徳川氏の時、明朝の拙劣なる彫刻を輸入して、わが彫刻をして不規則に流れしめたる、または寛政の頃より文人画の世に行わるるにあたり、優美の風、地を掃いしごときあり。ゆえに外物を輸入するに際しては、大いに選択するところなかるべからず。古昔外国と交通せざる時は、外国の良分子を採りてこれを消化するに、百年五十年の長日子を要するも可なりといえども、今日のごとく諸外国と競争するにあたりては、その形勢を異にするを鑑みざるべからず。

[3] 加藤周一『日本文学史序説』

このような土着の世界観が、外来の、はるかに高度に組織され、知的に洗練された超越的世界観と出会ったときに、どういうことがおこったか。第一に、外来の世界観がそのまま受け入れられた場合があり、第二に、土着の世界観を足場としての拒絶反応があった。しかし第三に、多くの場合におこったことは、外来の思想の「日本化」である。外来の思想が高度に体系的な観念形態であった場合には（儒・仏・キリスト教・マルクス主義）、その「日本化」の方向は常に一定していた。抽象的・理論的な面の切り捨て、包括的な体系の解体とその実際的な特殊な領域への還元、超越的な原理の排除、したがってまた彼岸的な体系の此岸的な再解釈、体系の排他性の緩和。たしかに少数の例外もあった。また以上の方向のどの面がめだつかも、場合により異なっていた。しかし外来の世界観の体系が日本の歴史過程のなかで変化したとき、変化には必ず一定の方向があり、逆の方向へ変った例はない。ということは、当然、変化をひきおこした力が、歴史のあらゆる時代を一貫し、遂に今日に到るまで失われなかったことを示唆するだろう。その力の主体を土着の世界観と称ぶこともできる。それは「土着の世界観」の一つの定義である。かくして日本文化の背景には、常に、外来の世界観、土着の世界観、日本化された外来種の世界観があったとすることができる。

コース別構成の詳細

コース	問題構成	ページ
コースA (政治・国際系)	政治学、行政学、憲法、国際関係A、国際関係B、国際法、公共政策A、公共政策Bから任意の2題を選択して解答	1～20
コースB (人文系)	思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術Bから任意の2題を選択して解答	21～32

1. 解答方法

上表のコース(コースA、コースB)のうちいずれか一つを任意に選択し(専門(多肢選択式)試験で選択したコースと異なるコースを選択しても差し支えありません。)、**選択したコースで指定する方法に従って任意の2題を選んで解答してください。**

2. 答案用紙の記入について

問題番号欄には、以下の記入例を参考に、**選択したコースと解答した問題の別の二つを記入してください。**

- 「コースA」を選択し、「政治学」を解答する場合の記入例

問題番号 コースA 政治学

- 「コースB」を選択し、「思想・哲学A」を解答する場合の記入例

問題番号 コースB 思想・哲学A

< 出典 >

・国際関係 B

Secession and State Creation: What Everyone Needs to Know by James Ker-Lindsay, Mikulas Fabry © Oxford University Press 2023. Reproduced with permission of Oxford Publishing Limited through PLSclear.

・思想・哲学 B

藤沢令夫、「世界の名著 (6) プラトン 1 中公バックス」、中央公論社

・歴史学 A

遅塚 忠躬、「史学概論」、東京大学出版会

・歴史学 B

「コルストン像引き倒し 「奴隷商人」英で議論」、毎日新聞、2021 年 6 月 11 日

・文学・芸術 A

高山樗牛、「美的生活を論ず」、岩波書店

夏目漱石、「草枕」、岩波書店

谷崎潤一郎、「刺青」、新潮社

・文学・芸術 B

磯田 光一、「鹿鳴館の系譜: 近代日本文芸史誌」、講談社

加藤周一、「日本文学史序説 上」、ちくま学芸文庫